

令和7年度「知」の集積による産学連携推進事業のうち
バイオエコノミー推進人材活動支援事業に係る企画競争応募要領
ー研究開発プラットフォームからの社会実装への推進ー

1 総則

「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業（以下「事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 事業目的及び内容

本事業は、農林水産・食品分野においてオープンイノベーションによる社会実装に繋がる取組を推進するため、「知」の集積と活用の場を活用したバイオエコノミー^(注)の推進に資する研究開発プラットフォームのプロデューサー人材等による活動（人材・資金・技術・設備機器等の様々なリソースの連携、商品化・事業化に向けたビジネスモデルの構築・検証等）を支援する。

詳細は、別添1「企画書作成のための仕様書」のとおりとする。

(注) バイオテクノロジーや再生可能な生物資源等を利活用し、持続的で、再生可能性のある循環型の経済社会を拡大させる概念。

3 事業の実施期間及び委託費の限度額

(1) 事業の実施期間 契約締結の日から令和8年3月3日（火）まで

(2) 委託費の限度額 1件当たり3,166千円（消費税及び地方消費税含む）以内
なお、本事業は令和7年度政府予算案に基づくものであるため、予算成立が前提となる。今後、予算成立までの過程で変更等があり得ることをあらかじめ御承知願いたい。

4 応募要件

応募に当たっては、事業実施責任者（プロジェクトリーダー）を中心としたプロジェクトチームを構成した上で、事業実施責任者（プロジェクトリーダー）と代表機関の連名で応募する。

なお、事業実施責任者（プロジェクトリーダー）が代表機関に所属する者であっても差し支えない。

これらプロジェクトチームの応募要件は以下のとおりとする。

(1) 事業実施責任者（プロジェクトリーダー）

事業実施責任者は、次の①～③のいずれかの者とする。

- ① 「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォーム（以下「研究開発プラットフォーム」という。）のプロデューサー
- ② プロデューサーの推薦を受けた者
- ③ 研究開発プラットフォームの設立を検討中であり、当該研究開発プラットフォームのプロデューサーとなる予定の者

(2) 代表機関

代表機関は、プロジェクトチームの中から選定するとともに、次の①～⑤の全て

の要件を満たす者とする。

- ① 法人格を有し、経理事務を行う能力があること。
- ② 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること（競争参加資格のない代表機関は、応募できない。ただし、競争参加資格を申請中の代表機関は、応募ができることとするが、競争参加資格の取得後、速やかに写しを提出すること。競争参加資格の取得には期間を要することから、応募する場合は、あらかじめ十分な期間を設けて申請を行うこと。また、地方公共団体においては競争参加資格の提出する必要はない。研究機関等が令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の区分の有資格者であるかどうかについては、「調達ポータル」ページ（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>）で確認できます。）。
- ③ 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にしていること。また、一つの手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが整備されていること。
- ⑤ 「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会の会員であること。
なお、「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会の会員でない場合には、応募時までに入会の申し込みを行うこと。入会申し込みについては、「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会事務局のHP（<https://www.knowledge.maff.go.jp>）で行う。

（3）プロジェクトチームのメンバー

「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会の会員であること。

なお、「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会の会員でない場合には、応募時までに入会の申し込みを行うこと。入会申し込みについては、「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会事務局のHP（<https://www.knowledge.maff.go.jp>）で行う。

5 契約方式等

（1）契約相手先が代表機関のみの場合

委託契約手続は、（農林水産省が）代表機関と行うものとする。代表機関はプロジェクトチームのメンバーに係る経費を当該メンバーに支払うものとする。

（2）契約相手先が複数の機関からなる場合

本事業では、代表機関のみで事業を実施することが困難な場合、代表機関を含むプロジェクトチームの複数の機関（以下「構成員」という。）が共同事業体を組織して応募することが可能である。なお、プロジェクトチームのメンバーは、共同事業体の構成員以外の者も認められる。

この場合、委託契約手続は（農林水産省が）当該代表機関と行うものとする。代表機関は、本事業に係る経費のうち共同事業体に係る経費について委託費としてそれぞれの構成員に配分するほか、共同事業体の構成員以外のプロジェクトチームのメンバーに係る経費を当該メンバーに支払うものとする。

構成員は、4の（2）に記載したもののほか、以下の事項を要件とする。

- ① 本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成員の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成した上で、全構成員の中から代表機関を選定するものとする。なお、契約候補者に決定した場合は、規約書等（写し）を契約締結前までに提出すること。
- ② 代表機関は、本委託事業に係る企画書等の提出を行うこと。
- ③ 構成員は、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

6 公募説明会の開催

（1）日 時：令和7年3月18日（火）15時から

（2）場 所：オンライン開催

事前に参加申し込みを受け付け、会議の URL を送付する。
なお、応募に際して説明会への参加は必須ではない。

7 提出書類

（1）令和7年度「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業に係る企画書

企画書の作成に当たっては、別紙様式1の企画書様式に別添1「企画書作成のための仕様書」の3に記載している「事業内容」等を記入して提出すること。

（2）経費内訳書

令和7年度の事業を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の経費を含む。）を記載した内訳書を提出すること。

内訳書の作成に当たっては、各経費の単価・員数を明示して、全ての経費について積算の根拠が分かるようにすること。

なお、共同事業体の場合は、構成員毎の内訳書を提出すること。

（3）プロジェクトチームに関する資料

- ① 社会実装を目指す技術の概要が分かる資料。
- ② 代表機関（共同事業体の場合は構成員を含む。）の概要が分かる資料。
- ③ 事業実施責任者が研究開発プラットフォームのプロデューサーから推薦を受けて応募する場合、所属又は連携する研究開発プラットフォームのプロデューサーからの推薦状。共同事業体の場合も同様とする。
- ④ 事業実施責任者が今後の研究開発プラットフォーム設立を検討している協議会会員の場合、設立予定の研究開発プラットフォームの概要が分かる資料。

（4）企画競争に参加を表明するために、「企画競争参加表明書」（別紙様式2）を提出すること。

- (5) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格の資格審査結果通知書の写し（共同事業体の場合は、全構成員について提出が必要）。

競争参加資格を申請中の代表機関は、申請したことが分かる書類を提出するとともに、競争参加資格の取得後、速やかに写しを提出すること。

- (6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）を代表機関が受けている場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況の分かる資料を提出すること。

また、代表機関が女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下）であって、行動計画（計画期間が満了していない）を策定し、且つ、当該計画が労働時間等の働き方に係る基準を満たしている場合は、当該行動計画の写しなどの策定状況が分かる資料を提出すること。

8 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限：令和7年4月18日（金）12時まで

- (2) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9

農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
総務課用度係 電話 029-838-7217

- (3) 企画書等の提出場所及び企画書等の作成に関する問い合わせ先

〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9

農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
コーディネーション推進課
担当者 田部 森田 電話 029-838-7241

- (4) 提出方法

原則、電子メールにより提出すること（詳細は別添2のとおり）。

送付先：pf-jigyoku【あっとまーく】cc.affrc.go.jp

※上記【あっとまーく】を@に変換すること。

- (5) 提出に当たっての注意事項

- ① やむを得ない場合は、郵送も認めるが、提出期限までに農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターコーディネーション推進課に到着しなかった場合は無効とする。
- ② 提出された書類はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ③ 提出された企画書等は、非公開とする。
- ④ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

9 審査の実施

- (1) 「「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業審査基準」(別添3)に基づき、提案について書面による審査によりポイント付けを行い、ポイントの高い順に採択優先順位を定め予算の範囲内で契約候補者を選定する。

また、審査に当たっては、企画審査委員会(オンライン)において応募者から提案内容を説明いただく予定である。なお、応募者が多数の場合には、企画審査委員会を開催する前に、同委員会における審査対象とする件数の絞り込みを目的とした、委員による事前審査を行う場合がある(企画審査委員会の日程については、別途、事務局より連絡する。)

審査委員会による指摘等があった場合には、指摘等を反映した申請書類を提出させることがある。なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

また、「バイオエコノミー^(注)戦略」で示された「バイオコミュニティの形成」及びワーク・ライフ・バランス等の推進に関わる活動については、審査において加点を行う。

(注) バイオテクノロジーや再生可能な生物資源等を利活用し、持続的で、再生可能性のある循環型の経済社会を拡大させる概念。

- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

10 契約の締結等

支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター長は、契約候補者から提出された企画書の金額が、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結又は変更する。

ただし、事業の進捗状況などにより、事業の目的を達成することが著しく困難であると判断した場合等には、年度途中でも事業を変更又は中止することができる。

11 その他

- (1) 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (2) 企画書等は、提出者に無断で使用しない。

- (3) 企画書等の提出者の「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙様式3)については、「企画競争参加表明書」(別紙様式2)の提出をもってこれに同意したものとする。

- (4) 応募者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
また、その他不明な点は上記8(3)の問い合わせ先に連絡すること。